古河市告示第８６号

　古河市さくらねこ無料不妊手術事業利用要綱を次のように定める。

　　令和５年３月３１日

古河市長　針　谷　　力

　　　古河市さくらねこ無料不妊手術事業利用要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の推進を図るために実施される飼い主のいない猫を適切に管理する活動並びに多頭飼育崩壊現場の猫の異常繁殖を防止する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）の利用に当たって、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　飼い主のいない猫　所有者がいないことが明らかである猫をいう。

(２)　さくらねこ　不妊手術済みのしるしに、耳先をV字カットすることで桜の花びらのような形にした飼い主のいない猫をいう。

(３)　不妊手術　雄猫の去勢手術及び雌猫の避妊手術（再手術等を防止するための耳先のV字カット手術を含む。）をいう。

(４)　地域猫活動　地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施して繁殖しないようにした上で、その猫が死ぬまで、その地域において適切に管理していく活動をいう。

(５)　多頭飼育者　猫を多頭飼育する飼い主をいう。

(６)　多頭飼育崩壊現場　多頭飼育者が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった、又はなるおそれのある場所をいう。

(７)　地域猫活動等　地域猫活動及び多頭飼育崩壊現場における多頭飼育者に対する支援活動をいう。

(８)　協力病院　どうぶつ基金が指定する、手術チケットを利用できる病院をいう。

　（交付対象）

第３条　手術チケットの交付の対象となるものは、次のいずれかの要件を満たすものとする。

　(１)　地域猫活動を行うボランティアとして市内在住の構成員２人（同一の世帯員でない者に限る。）以上が参加する団体であること。

　(２)　多頭飼育崩壊現場において多頭飼育者を支援するボランティアとして市内在住の構成員２人（同一の世帯員でない者に限る。）以上が参加する団体（多頭飼育者本人及びその親族のみで構成されるものを除く。）であること。ただし、当該多頭飼育者が茨城県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第８号）第６条に基づき猫の多頭飼養を届け出ていない場合及び当該多頭飼育現場について過去に手術チケットを交付したことがある場合は、除く。

２　手術チケットの交付の対象となる事業は、前項各号に掲げる者が行う地域猫活動等とする。

３　前２項の規定にかかわらず、市長は、手術チケットの交付が適当と認められないときは、対象としない。

　（同意事項）

第４条　手術チケットの交付の対象となるものは、次の事項について同意しなければならない。

　(１)　地域猫活動等を行うに当たり、地域住民又は行政区若しくは自治会に対して活動普及及び啓発並びに誤って地域猫等以外の猫を手術させないよう周知及び対策を積極的に行うこと。

　(２)　地域猫活動等について、手術チケットの交付を申請する者が主体となって行うこと。

　(３)　不妊手術を受ける猫を協力病院に送迎すること。

　(４)　手術チケットの交付の対象となった猫以外のものに手術チケットを使用し、又は手術チケットを売買等しないこと。

　(６)　不妊手術の際に、猫の耳先をV字カットすること及び妊娠中の猫は堕胎することに同意すること。

　(７)　手術チケットの利用に当たり発生するその他の費用については、自己負担で対応すること。

　(８)　不妊手術及びその結果について、損害賠償請求及び異議申し立てはしないこと。

　(９)　適切な給餌、猫用トイレの設置を行う等、周辺の清潔の維持に努めること。

　(10)　さくらねこについて、近隣住民に説明し、当該さくらねこが死ぬまでの間、見届けてもらうよう理解普及に努めること。

（申請）

第５条　手術チケットの交付を受けようとする者は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査した上でその可否を決定し、交付を決定した者にあってはさくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第２号）及び手術チケットを、不交付を決定した者にあってはさくらねこ無料不妊手術チケット不交付決定通知書を交付するものとする。

　（取消し及び返還）

第７条　手術チケットの交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消し兼手術チケット返還通知書（様式第３号）により、手術チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した手術チケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

　(１)　偽りその他不正な手段により手術チケットの交付を受けたとき。

　(２)　手術チケットの利用方法が著しく不適当と認められるとき。

　(３)　その他市長が必要と認めるとき。

　（報告）

第８条　交付決定者は、当該交付を受けた手術チケットを利用したときは、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第４号）に、次の書類を添付の上、市長に報告しなければならない。

(１)　活動風景写真

(２)　不妊手術を受けた猫ごとに、耳先がV字カットされたことが分かる写真

２　交付決定者は、前項の規定により報告をする際、交付を受けた手術チケットに余剰が生じたときは、当該余剰分の手術チケットを返還しなければならない。

　（事故時の措置）

第９条　交付決定者は、手術チケットの交付に係る不妊手術に関連して、事故又は苦情が生じた場合は、誠意をもってこれの解決のために必要な措置を講ずるものとする。

　（免責）

第１０条　市は、手術チケットの使用に関連した事故について、一切の責任を負わない。

　（補則）

第１１条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

　　年　　月　　日

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

　　古河市長　宛て

住　　所

団 体 名

代 表 者

（自署又は記名押印）

電話番号

古河市さくらねこ無料不妊手術事業利用要綱第５条の規定により、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、次のとおり申請します。

１　利用区分　　　（　地域猫　・　多頭飼育　）

２　対象となる猫の生息する場所

古河市

３　申請枚数

　　　　　　　　枚

　　内訳　雄　　　匹　　　　雌　　　匹　　　不明　　　匹

４　添付資料

　　(１)　活動計画書（別紙１）

　　(２)　交付条件同意書（別紙２）

　　(３)　（多頭飼育の場合）交付条件同意書（別紙３）

別紙１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作成日：　　年　月　日

活動計画書

１　活動対象地域

　　古河市

※活動予定地域地図を添付（地域猫の場合はトイレ、餌やりの場所、活動範囲を太字で記入）

２　現状・問題点（生活環境被害、餌やりの状況、その他を記載）

３　活動グループ員及び役割分担（２世帯以上）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役　割 | 氏　　名 | 住　所 | 連絡先 |
| 代表者（連絡調整役） |  |  |  |
| 給餌の管理 |  |  |  |
| トイレの清掃 |  |  |  |
| 捕獲及び管理 |  |  |  |
| 協力動物病院への搬入 |  |  |  |
| 活動地域の見回り |  |  |  |
| その他（里親探し等） |  |  |  |

４　猫の数及び手術予定頭数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 雄　　猫 | 雌　　猫 | 性別不明 | 合　　計 |
| 猫の匹数 |  |  |  |  |
| 手術予定数 |  |  |  |  |

※地域猫の場合は推定数を記載

５　不妊手術を行う協力動物病院

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協力動物病院名 | 所　在　地 | 連絡先 |
|  |  |  |

別紙２

交付条件同意書

　　手術チケットにより飼い主のいない猫又は多頭飼育崩壊現場の猫への不妊手術を行いその後も管理を続けるに当たり、近隣住民に迷惑をかけたり、周辺の良好な生活環境を損なったりしないよう、次のことに同意します。

□ 市内在住の者を２人（同一の世帯員でない者に限る。）以上置くこと。

□ 地域猫活動等を行うに当たり、地域住民又は行政区若しくは自治会に対して活動普及及び啓発並びに誤って対象外の猫を手術させないよう周知及び対策を積極的に行うこと。

□ 地域猫活動等は申請者が主体となって行なうこと。

□ 不妊手術を受ける猫を協力病院に送迎すること。

□ 手術チケットの交付の対象となった猫以外のものに使用し、又は手術チケットの売買等をしないこと。

□ 不妊手術の際に、猫の耳先をV字カットすること及び妊娠中の猫は堕胎すること。

□ 手術チケットの利用に当たり発生するその他費用については、自己負担とすること。

□ 不妊手術及びその結果について、損害賠償請求及び異議申し立てはしないこと。

□ 手術後は、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第４号）により報告するとともに、利用しなかった手術チケットは返却すること。

□ 適切な給餌と猫用トイレの設置を行い、周囲の清潔の維持に努めること。

・餌は時間と場所を決め、必要な量だけを与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけること。

・トイレ以外の場所で糞尿をした場合も回収や清掃を行い、周辺の清潔を維持すること。

□ さくらねこについて、近隣住民に説明し、その猫が、死ぬまで見届けてもらえるよう理解普及に努めること。

□ その他手術チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること。

　　年　　月　　日

活動グループ名

活動グループ代表者　　　　　　　　㊞

（自署又は記名押印）

別紙３

交付条件同意書

　　手術チケットにより多頭飼育崩壊現場の猫への不妊手術を行いその後も管理を続けるに当たり、近隣住民に迷惑をかけたり、周辺の良好な生活環境を損なったりしないよう、次のことに同意します。

□ 不妊手術の際に、猫の耳先をV字カットすること及び妊娠中の猫は堕胎すること。

□ 不妊手術及びその結果について、損害賠償請求及び異議申し立てはしないこと。

□ 適切な給餌と猫用トイレの設置を行い、周囲の清潔の維持に努めること。

・餌は時間と場所を決め、必要な量だけを与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけること。

・トイレ以外の場所で糞尿をした場合も回収や清掃を行い、周辺の清潔を維持すること。

□ 不妊手術を受ける猫が死ぬまで適正飼育を行い、今後猫を異常繁殖させないこと。

□ その他手術チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること。

　　年　　月　　日

多頭飼育者　　　　　　　　　㊞

（自署又は記名押印）

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書

　様

古河市長　　　　　　　印

　　年　月　日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケットの交付については、次のとおり決定したので、古河市さくらねこ無料不妊手術事業利用要綱第６条の規定により通知します。

　１　決定区分　　交付　・　不交付

　２　交付枚数　　　　　チケット番号

　　　　　　　　　枚　　NO.　　　　　　　～　NO.

　３　不交付理由

様式第３号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

さくらねこ無料不妊手術チケット

交付決定取消し兼手術チケット返還通知書

　様

古河市長　　　　　　　印

　　年　月　日付けで交付決定したさくらねこ無料不妊手術チケットについては、次の理由により取り消したので、古河市さくらねこ無料不妊手術事業利用要綱第７条の規定により通知します。

　１　取消理由

　２　交付枚数　　　　　チケット番号

　　　　　　　　　枚　　NO.　　　　　　　～　NO.

　３　返還すべき枚数　　チケット番号

　　　　　　　　　枚　　NO.　　　　　　　～　NO.

　４　返還期限

　　　　　　　年　　月　　日　　まで

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

古河市長　宛て

住　　所

団体名

代表者

電話番号

　　次のとおりさくらねこ無料不妊手術チケットを利用したので、古河市さくらねこ無料不妊手術事業利用要綱第８条の規定により報告します。

　１　交付を受けた枚数

　　　　　　　　　　　　　　　枚

　２　利用した枚数

　　　　　　　　　　　　　　　枚

　　　内訳　　　　　雄　　　　匹

　　　　　　　　　　雌　　　　匹

　３　返却枚数

　　　　　　　　　　　　　　　枚

　４　手術をした猫の詳細

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 毛色・特徴 | 性別 | 手術日 | チケット番号 | 生息場所 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |

　５　添付書類

　　(１)　活動風景写真（１枚）

　　(２)　不妊手術後のV字カットが分かる各猫の写真（１匹ごと）